

(資料2：発表原稿を和訳・編集)

## 国連障害者権利条約の実施を強化するための 国家財政の余地、官民パートナーシップ、国際協力

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 北村弥生

今日は、第11回国連障害者権利条約締結国会議の横断的テーマの統計やデータについて、国、民間組織、国際機関の役割分担について2つの考えを述べます。ひとつは、新しい統計を追加することについて。もう一つは、国が支援する対象とサービス内容についてです。それぞれの組織は、それぞれに違う強み、限界、機会、制約があります。それぞれができることをし、学んだことを共有することで、障害に関する公平性について必要とされていることの共有を迅速に得ることができます。

第一に、民間組織や国際協力には、率先して、障害に関して、誰に何を支援し、どういう成果を得たかを示す統計やデータ収集を行うことを勧めます。国が新規に統計を作成するには多くの手続きが必要となるのに対し、自由度の高い民間組織が率先してデータを収集することが、国が統計を新規作成する根拠となることが期待されるからです。その際の障害の定義に、国連ワシントングループの指標である短い質問群を使うことで、ニーズを幅広く示すことができるとともに国際比較も可能になります。ワシントングループの事務局は、各国の状況に指標を合わせたり、各国の統計を設計するための研修を提供したりします。

日本における例をあげます。2011年東日本大震災では、公共放送局であるNHKが、被災した地方自治体に対して、震災による障害のある死者・行方不明者数の調査を、震災発生からおよそ3か月後に開始しました。6か月後には障害のある死亡者が一般人口の死亡者の2倍であったことが示されました。この数値は、災害時に障害者に避難支援を行う必要があることの根拠として、国内外で、しばしば引用されます。2万人の死者・行方不明者を出した甚大な被害のさなか、この調査に協力を得ることで地方自治体に負担をかけることには躊躇があったと聞いています。しかし、NHKは日々の取材から調査の必要性を感じ、被災自治体とは他の課題も含めて、毎日、取材する関係があったことから調査を決断しました。調査開始から3か月後には、多くの地方自治体から回答を得たそうです。この調査は、地方自治体による死亡率の差と障害種別による死亡率に差があったことも示しました。地震発生2年後に、内閣府は再調査を実施しました。一部の地方自治体の回答は遅れ、数値の修正もあったためです。その結果、全死亡者数は被災自治体人口の0.75%だったのに対し、国に障害があると登録された者(障害者手帳所持者)の死亡数は被災自治体の障害者人口の1.43%だったことを示しました。放送局がデータ収集を開始し、地方自治体はデ

ータを提供し、障害者団体は企業や国際組織からの財政的助成を得て調査結果を広報し、国が調査を完結させました。これは、データ作成と啓発に関する官民連携のよい例です。一方、国の統計のどれを障害の有無で分別するかの優先順位には議論が必要です。

この例は、データ収集の新しい道は、たとえ完全でなくても、実施されるべきということを示します。誰かがある領域で始めれば、他の人がさらに進展させることができます。了解が得られれば、同じ収集ツールを使えば、収集した情報は統合することができます。

2つ目の例は、Handicap International が行った国際 NGO による災害時の障害者の調査です。国連ワシントン会議が開発した指標、すなわち、6項目から成る短い質問群を使って、難民キャンプでの避難者に障害があるか否かを識別し、障害がある者には特別な配慮をし、効果を数値で示しました。各国は、それぞれの基準で障害者に対してサービスを提供しています。しかし、難民キャンプでは、各国の基準によるサービスはないからこそ、国際的な障害の指標が有効でした。JICA も国際支援を行う際には、既存の障害情報を精査して課題を見極めた後、対策としてワシントングループの指標を使用することも考慮していると聞いています。逆に、東日本大震災における死亡率の調査では、障害者手帳を持っていないけれども障害がある人たちの情報を得ることはできませんでした。

では、2番目の話題に移ります。国のサービスを受けている障害者の比率と、国連権利条約が定める障害者の比率は通常は違うことを確認しておきたいと思います。政府レポートでは、権利条約の定義を使うことが推奨されると推測します。WHO は障害者率を 15% と推計していますが、国費で国民の 15% に障害福祉サービスを提供したり、税金を割引いたりできる国は多くありません。ですから、多くの国および民間組織は、政府レポートのために新しい障害統計を作ることが期待されます。日本でも国が行う全国在宅障害者実態調査では、ワシントングループの指標の活用を 7 年前から検討し、他の調査における活用も検討中です。

一方で、国や地方自治体による障害福祉サービス提供の行政データを活用することにも期待されます。国が地方自治体から行政データを集約して公表したり、地方自治体の行政データから、どういう人がどういうサービスを利用しているのかを知ることは、次のサービス作成に活用できると期待されます。

民間組織や国際は、国がサービスを提供している障害者よりも広い範囲を支援対象にできることは意味があります。多くの場合に、民間組織はニーズに応じた活動を柔軟に行えます。東日本大震災と熊本地震において、障害者団体の連合は、被災地障害者支援センターを先駆的に運営しました。その対象は、国がサービスを提供しないが生活上の困難のあ

る者も含みました。これらの活動資金は、民間組織および個人からの寄付で、1割は海外から提供されました。今、障害者団体と支援者は、この時の実践の一部を国のサービスに移行できるかを検討しています。